

## 教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成27年9月30日(水曜日)  
午前11時45分～午前11時54分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長  
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員  
下井克己 委員 岩本明央 委員  
俵 薫 委員 坪井康男 委員  
秋枝秀稔 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田淳司 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長  
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
篠田洋司 副市長 西田良平 建設経済部長  
白井栄次 建設経済部次長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前11時45分開会

○委員長（萬代泰生君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議案第87号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より、説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは、議案第87号美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。議案書につきましては87-1ページ、参考資料につきましては1ページ及び2ページをお開きいただけたらと思います。

このたび、先ほどの提案説明でもございましたけれども、国におきましては、中小企業信用保険法を改正をされたところでございます。その内容は、中小企業と同様に事業を行い、地域経済の活性化や雇用拡大に寄与している特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が現れつつあるものの7割強と、その多くは信用力に乏しく金融機関からの借入れが困難な状況にあることから、こうした状況を解消するため新たに信用保険の対象とするものでございまして、本年10月1日より施行されることが8月の7日に閣議決定をされたところでございます。

このことに伴い、美祢市小規模企業者融資制度に関する条例及び美祢市中小企業者融資制度に関する条例においても、同様の取り扱いを行うところでございますけれども、現行の規定では、法律に規定された中小企業者と小規模企業者に対する定義が異なっておりますことから、今回の改正と併せまして、これを同一のものとするために字句の調整を行うものでございます。

参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。こちらでは、小規模企業者融資制度に関する条例の新旧対照表をお示しいたしておりますけれども、現行では、左側のほうですけれども、小規模企業者とは、第2条の規定にございまして、家族従業員を除く従業員が20人以下の事業者で企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業を独立して営むものというふうに規定がしてございます。ここで申します、特定事業と申しますのが農業、林業、漁業、金融保険業以外の事業を行なう事業を指す言葉でございまして、これが改正案、右側のほうでございまして

れども法の第2条第3項に規定するものとなりまして、現行の第1号に加えまして従業員20人以下の宿泊業、娯楽業、それから事業協同商組合や企業組合等であつて、特定事業すなわち農林漁業、金融保険業以外の事業を行うものも対象となります。

次に、同じく参考資料の2ページをお開き願いたいと思います。こちらは、中小企業者融資制度に関する条例の新旧対照表をお示しをいたしてございます。現行では、中小企業者については、第2条の第1号から第3号で規程をしておりますとおりでございますが、改正案につきましては、法の第2条第1項に規定するものとなりまして、現行の第1号から第3号に加え、農業協同組合や森林組合、商工組合等で特定事業を行うものが対象となります。これに今回さらにNPO法人が新たに加わるというものでございます。

議案の説明につきましては、以上でございますけれども、今回通常であれば定例会の初日という、初日に提出が原則だろうと思っておりますけれども、今回追加上程となりましたことにつきましては、先ほど提案説明でございましたとおり、5月の27日に法律が公布をされたわけでございますけれども、10月1日から施行することにつきましては、8月の7日に閣議決定をされまして、その県からの通知が8月24日付けの文書で市のほうにまいりまして、そういった時期的なこともございまして、今回追加上程とさせていただいたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） いま、白井次長の説明で、冒頭に零細なNPO法人に対する支援を強化すると、そういう御説明であつたと思います。それは非常に分かりやすいんですが、この中小企業信用保険法とかね、保険法等にですね、NPO法人という文言というのは、あるんですか、ないんですか。なんで、NPO法人を追加して支援するとしたのか、その根拠。なにを持っておっしゃつたのか、教えてください。

○委員長（萬代泰生君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたしたいと思つてます。まず最初の質問につきましては、これはNPO法人についての規定がこれまで法律上にあつたかなかつたかということだったかと思つてますけれども、今

回改正をされました、中小企業信用保険法におきましては、今回初の——初めて適応されたというふうに認識いたしております。それから、なぜこのNPO法人に対してということの御質問だったと思いますけれども……。〔ちょっと待ってください。NPO法人というのは、どこにも出てこないんで、どこにでてくるんですかということ〕と呼ぶ者あり) これは法律上、中小企業信用保険法におきましては、第2条——すなわち第2条におきましては、中小企業者を規定する条文でございますけれども、その第2条の中に第6号として、特定事業を行う特定非営利活動法人というかたちで表現されます。

それから、もうひとつ、今度は第3条でございます。第3条、これは小規模企業者を規定する条文でございますけど、これの第7号に特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のものというふうに規定がございますけれども、今回はこの法律をそのまま引用するというかたちになりますので、その表現といたしましては、今回改正をいたしますように、第何条に規定するという言い方で、全て法化されるということでございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） ないようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時54分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月30日

教育経済委員長

萬代泰生